

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	中南米地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

チリは約 4,000km の海岸線を有し、海洋資源に富む世界有数の漁業国である。近代的で世界最高水準の加工技術により、国内外市場向けに生鮮魚介類、加工製品を出荷しており、水産業は当国の主要産業に位置付けられている。首都から北 500 km に位置するコキンボ州は、特に漁業の盛んな地域であり、サバ、カタクチイワシ、メカジキ、巨大イカ、アワビ、エビ、アサリ等の漁獲に適した好漁場を有している。他方、加工工場から発生する骨、内臓、皮膚、殻等の廃棄物が年間 1.4 万トンに達し、埋め立て地に生活ごみと一緒に捨てられ、同州の沿岸地域・陸上の環境汚染につながっている。加えて、加工工場や廃棄処理場のコスト増大や乱獲及び気候変動による漁獲量の減少は同州漁獲量の約 87% を占める零細漁民の生活を脅かす恐れがあり、社会・経済構造の見直しが進められている。

コキンボ州は経済省産業振興公団の支援を得て、2018 年より持続可能な水産業達成に向けた、水産廃棄物・副産物を利用したバイオ製品や付加価値製品の開

発を目的とした産学官連携を推進しており、その結果、ラ・セレナ大学とコキンボ州の企業が協働して、エビの殻を原料にしたキトサン生産に着手している。同州では水産物の漁獲、加工、商業化を適切に管理し、食品加工に特化した技術発展が進められてきたが、近年重要視され始めた廃棄物削減、残留物管理、原材料の高付加価値化に関する技術や分析のノウハウが不十分であるため、開発が滞っている。このため、水産廃棄物から有用化合物を見出す技術や有用化合物を価値ある資源として再利用する体制の構築、付加価値を創出し新たな産業として水産業振興へとつながる技術革新が求められている。

このような状況を踏まえ、チリ政府は、水産廃棄物の削減にとどまらず、価値ある資源として残渣の再利用による高付加価値バイオ製品の開発・生産を通じ、チリにおける水産資源を活用したバイオエコノミー社会の構築により、水産業の持続的な振興を目的とした地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）プロジェクトの実施を我が国に要請した。

本事業は、チリ国コキンボ州において、水産廃棄物からの新規有用化合物の同定、抽出及び製造方法の確立、高付加価値バイオ製品生産の実用化に向けた応用技術の開発により、新規バイオ製品の開発基盤の定着を図り、もって水産資源を活用したバイオエコノミー社会が構築され、水産業振興に寄与するもの。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と調査項目等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト（SATREPS）の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA団員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年7月下旬）

- ① 要請背景及び協力内容を把握（要請書・暫定研究計画書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。特に当該地域における事業や他のSATREPS案件から成果や課題、教訓等を抽出する。

- ② チリ国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。なお、質問票は現地調査前に先方政府機関・他ドナー等にJICAが配付する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

（２）現地派遣期間（2022年7月下旬～2022年8月中旬）

- ① JICAチリ支所等との打合せに参加する。
- ② チリ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、JICA団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり想定するが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) チリの開発計画・政策における本プロジェクトの位置づけ
 - ウ) チリの水産分野における開発動向
 - エ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - (e) 関連する研究・開発課題等
 - オ) 当該関連分野における他ドナーの援助動向、連携の可能性
 - カ) 我が国の水産分野における協力効果の発現状況
 - キ) 協力対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
 - ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - ケ) 社会実装のために連携活動が想定されているチリ協力企業等の事業実績や今後の事業計画等
 - コ) 事前評価表を作成するにあたり必要となる本案件に関する指標や目標値、裨益者に関する各種基礎データ
- ④ 調査団及びチリ側関係機関と協議の上、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実

施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））をJICA団員とともに検討する。

- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側C/P等とともに評価6項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 担当分野に係る調査結果をJICAチリ支所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年8月下旬～2022年9月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、JICA団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

2022年9月16日（金）までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄アトランタ／ダラス／トロント／ヒューストン／ロサンゼルス／シドニー⇄サンティアゴを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 7 月 30 日～8 月 19 日を予定しています。
現時点でチリ入国時に隔離は不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 研究協力（北海道大学）
 - エ) 研究企画 1（JST*）
 - オ) 研究企画 2（JST*）
 - カ) 研究企画 3（JST*）
 - キ) 評価分析（本コンサルタント）
※国立研究開発法人 科学技術振興機構
 - ③ 便宜供与内容
JICA チリ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳備上：英語⇄スペイン語の通訳を提供
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
 - カ) 執務スペースの提供：なし。
- (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が JST のウェブサイトで開催されています。
- ・本プロジェクト研究課題の概要
<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1564/pdf/info1564.pdf>
 - ・関連 SATREPS 事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮予測システムの構築と運用」（2018-2023）」
https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2905_chile.html
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1700552/index.html>
- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配布しますので、(edga1@jica.go.jp)宛にご連絡ください。
- ・本プロジェクト要請書
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- イ) 配付依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チリ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登

録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上